

〔価格に関する付記説明の表示について〕

- Q. チラシ広告（A3サイズ）に中古車の販売価格を表示する場合、価格に関する付記説明については、「諸費用別途」とのみ表示すれば、問題ありませんか？
- A. 中古車に関する施行規則第6条第3項第1号では、販売価格（店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格）を表示する場合は、「価格には、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を表示する」ことが定められています。
- これは、購入の際に販売価格（車両価格）の他に必要となる費用の内容等について、できる限り具体的に表示するためです。
- したがって、「価格には、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれておりません。」、「保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は、別途申し受けます。」等と表示してください。